

# 商品概要説明書

## 一般財形貯金

|  |   |
|--|---|
| 商品名  | ・一般財形貯金   |
| ご利用いただける方  | ・J Aと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）  |
| 期間（預入期間）   | ・3年以上   |
| 預入方法<br>（1）預入方法<br>（2）預入金額<br>（3）預入単位<br>（4）預入貯金の種類          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。<br/>月例給与および賞与<br/>月例給与<br/>賞与</li> <li>・1回あたり1円以上</li> <li>・1円単位</li> <li>・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。</li> </ul>  |
| 払戻方法   | ・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。   |
| 利息<br>（1）適用金利<br>（2）利払頻度<br>（3）計算方法<br>（4）税金<br>（5）金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</li> <li>・払戻時に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。</li> <li>・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。<br/>※令和19年12月31日までの適用となります。</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</li> </ul>   |
| 手数料  | —   |
| 付加できる特約事項  | —   |
| 中途解約時の取扱い  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>（1）6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>（2）6か月以上1年未満 預入時の2年以上利率×40%</li> <li>（3）1年以上1年6か月未満 預入時の2年以上利率×50%</li> <li>（4）1年6か月以上2年未満 預入時の2年以上利率×60%</li> <li>（5）2年以上2年6か月未満 預入時の2年以上利率×70%</li> <li>（6）2年6か月以上3年未満 預入時の2年以上利率×90%</li> </ul> |
| 貯金保険制度<br>（公的制度）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象<br/>当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>  |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容   | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、総合リスク管理部（電話：0120-62-9311）または口座開設店舗にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A総合リスク管理部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。<br/>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>        |
| その他参考となる事項   | ・「退職等に関する通知書」（退職した日から6か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。  |

詳しくは窓口にお問い合わせください。